

〇〇発第〇〇〇号
令和5年4月1日

都道府県
指定都市
各中核市 民生主管部（局）長 殿
児童相談所設置市
市区町村

こども家庭庁成育局参事官（事業調整担当）付

次世代育成支援対策施設整備交付金に係る契約の
相手方等からの寄付金等の取扱いについて

社会福祉法人が交付事業を行うために締結する契約については、令和5年4月1日こども家庭庁発〇〇第〇〇号こども家庭庁長官通知の別紙「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）において、交付の条件として、一般競争入札に付するなど都道府県、指定都市又は中核市若しくは市町村が行う契約手続きの取扱いに準拠しなければならないとされているところである。

しかしながら、社会福祉法人が交付事業を行うために締結した契約の相手方等から、社会福祉法人の役員等に不当に資金が還流しているとの疑惑が度々報道されるなど社会福祉法人に対する信頼が損なわれていることは誠に遺憾である。

児童福祉施設等及び障害児施設等の整備事業の相当部分が公費や独立行政法人福祉医療機構からの公的融資により賄われる事業であることにかんがみ、事業を行うために締結した契約の相手方等からの寄付金等の資金提供を受けることは、不当に資金の還流が行われているとの社会的疑惑の基となることから、その取扱いについては下記のとおりとするので、了知の上交付事業を行う社会福祉法人等に周知願いたい。

なお、社会福祉法人に対する寄付金については、昭和35年4月25日会発第1312号「厚生省所管補助金等にかかる寄付金その他の収入の取り扱いについて」に基づき、補助金の交付に当たり、控除すべき寄付金とみなさないものとされてきたところであるが、同通知の「控除すべき寄付金とみなさない」とされる寄付金の範囲は交付要綱によって禁止された寄付金以外の寄付金となることを念のため申し添える。

記

- 1 次世代育成支援対策施設整備交付金の交付の条件として、地方公共団体以外の者（以下「社会福祉法人等」という。）が児童福祉施設等の整備事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から寄付金等の資金提供を受けることを禁止する。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。
- 2 契約の相手方及びその関係者とは、児童福祉施設等の整備事業を行うために社会福祉法人等と契約を締結した建設工事請負業者、備品納入業者及びその下請け業者とこれら業者の役員をいう。
- 3 寄付金等の資金提供を受けることを禁止するとは、金銭のみならず、有価証券全般についても受領することを禁止するもので、寄付目的などその用途を児童福祉施設等の整備事業に限るものではない。また、物品の寄付についても、時計、植樹等の記念品程度のものを除き、社会常識を超えるような高額な物品については禁止する。
- 4 社会福祉法人等が直接、寄付金等の資金提供を受けない場合であっても、次のような場合には実質的に資金提供があったものとみなされるものであり、禁止する。
 - (1) 社会福祉法人等に寄付を行う者が、契約の相手方及びその関係者から資金提供を受けること。
 - (2) (1) 以外の場合であっても、社会福祉法人等の理事、監事、評議員及び職員が契約の相手方及びその関係者から資金提供を受けること。
- 5 契約の相手方及びその関係者から寄付金等の資金提供を受けていた事実が判明した場合は、その金額を総事業費から差し引いた額を総事業費とみなし、過大に交付金を受給していた場合は、交付決定の一部を取り消し、過大受給した交付金の返還を求めることとする。